

## 学生服の利用規約

### 第1条（趣旨）

一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に加盟する地区母子会（以下「甲」という）が譲り受けた学生服を母子家庭及び父子家庭の子供（以下「乙」という）に提供する。

### 第2条（利用者）

広島県在住者で甲が譲り受けた学校の制服を必要とするに乙とする。

### 第3条（利用方法）

- (1) 制服は無料だが、甲へ申込書を提出する。
- (2) 受け渡しは、甲の家または近くの公共施設とする。
- (3) 制服の状態について甲は一切その責を負わないので、乙は試着し確認する。

### 第4条（規定の遵守）

乙は制服の譲渡に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 制服の転売行為
- (2) 営利を目的として本事業を利用する行為
- (3) その他、本事業の趣旨に反すると思われる行為

### 第5条（個人情報の取扱いについて）

本事業で知り得た個人情報は、乙の同意なく第3者に開示、漏洩しないよう十分管理に気をつける。

### 第6条（その他）

本規程に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は甲と乙とで協議する。

### 附則

この規定は令和2年 3月 1日から施行する。